### 株主各位

東京都文京区湯島二丁目16番16号

株式会社光陽社

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしま すので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.koyosha-inc.co.jp (上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR情報」「株主 総会関連」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2. jpx. co. jp/tseHpFront/JJK010010Action. do?Sho w=Show

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「光陽社」または「コード」に当社証券コード「7946」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月3日(月曜日)の当社営業時間終了の時(午後6時)までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年3月4日(火曜日)午前10時

2.場 所 東京都文京区湯島三丁目6番1号全国家電会館 1階会議室

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 決議事項

議 案 特定の株主からの自己株式取得の件

4 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行 使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛 成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付 にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当 社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修 正後の事項を掲載いたします。

# 株主総会参考書類

#### 議 案 特定の株主からの自己株式取得の件

当社は、2024年12月26日付け適時開示「特定の株主からの自己株式取得に関するお知らせ」のとおり、当社の主要株主である筆頭株主の学校法人日吉台学園から当社株式について売却の打診を受けました。

その後、学校法人日吉台学園と協議を重ねた結果、1株につき以下「1.取得に係る事項の内容(4)株式1株を取得するのと引き換えに交付する金銭等の額の算定方法」に記載の方法にて算出される取得価額での当社による自己株式取得の方法で合意に至り、会社法第156条第1項、同法第160条第1項及び同第161条の規定に基づき、特定の株主である学校法人日吉台学園が2024年12月26日時点で所有する当社株式200,000株のうち150,000株を対象として、相対取引による自己株式の取得(以下「本自己株式取得」といいます。)を行いたいと存じます。

本自己株式取得は、本臨時株主総会前日の東京証券取引 所スタンダード市場における当社株式の最終の価格が 1.150円以下であることを解除事由としております。

#### 1. 取得に係る事項の内容

(1)取得する株式の種類	当社普通株式
(2)取得する株式の総数	200,000株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を 除く)に対する割合29.34%)
(3)株式の取得価額の総額	260,000,000円(上限)
(4)株式1株を取得するの と引き換えに交付する 金銭等の額の算定方法	1,300円又は本臨時株主総会前日 の東京証券取引所スタンダード 市場における当社株式の最終の 価格(当該日に売買取引がない 場合には、その後最初になされ た売買取引の成立価格)のうち 低い方の金額とする。
(5)会社法第158条第1項 による通知を行う株主 (取得する相手方)	学校法人日吉台学園
(6)株式を取得することが できる期間	2025年3月5日から2025年3月26日まで

# 2. その他

本自己株式取得にあたって株式1株と引き換えに交付する金銭等の額は、会社法第161条及び会社法施行規則第30条第1号により算定されるものを超えないため、取得する相手方以外の株主様には、会社法第160条第3項による売主追加議案の請求権は生じません。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都文京区湯島三丁目6番1号

全国家電会館 1階会議室

交 通 東京メトロ千代田線

「湯島駅」5番出口徒歩5分 JR線

」 R 禄 「御茶ノ水駅」聖橋口徒歩10分

東京メトロ丸ノ内線 「御茶ノ水駅 1・2番出口徒歩10分

### 会場付近略図



お願い:お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い 申し上げます。